

について



自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

愛知県で自転車に乗る際には、自転車損害賠償保険等の加入が義務化となり、ヘルメットの着用が「努力義務」と愛知県条例で定められています。

町では自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用を補助します。

補助対象者

- 町内在住の7歳～18歳の方および65歳以上の方
- ※保護者が購入した場合は保護者の方が申請
- ※使用者1人につき1個まで
- ※購入から3カ月以内に申請してください。
- ※令和4年4月1日以降に購入したヘルメットに限ります。

対象ヘルメット 安全認証の付いた新品【図参照】

補助額 購入費用の2分の1(上限2,000円) ※10円未満切り捨て

申請方法 次の①～⑤を都市整備課に提出してください。

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書の写し等(購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの)
- ③ ヘルメットの安全認証適合を確認できるもの(保証書、説明書、現物等の提示)
- ④ 補助金交付請求書
- ⑤ 振込先が分かる通帳等の写し

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※予算がなくなり次第終了します。

購入後、お早めに申請してください。

安全認証マーク



GSマーク
(ドイツ製品安全の認証)



SGマーク
(製品安全協会の安全認証)



CPSCマーク
(米国消費者製品安全
委員会の安全認証)



CEマーク
(EU加盟国の安全認証)



JCFマーク
(日本自転車競技連盟の安全認証)



<https://www.town.oharu.aichi.jp/3608.htm>

今年度の
申請受付期限は
3月1日(水)
までです。

高齢者安全運転支援装置設置費の一部を補助します

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、障害物検知機能付き安全運転装置または障害物検知機能なし安全運転装置の設置に対し、装置の設置に要する費用の一部を補助します。

補助限度額 安全装置の購入設置額から4万円(センサー無しの場合は2万)を除いた額の5分の4(1,000円未満切り捨て)

- ・ 障害物検知機能付き 上限 3万2,000円
- ・ 障害物検知機能なし 上限 1万6,000円

補助対象者 次の全てを満たす個人

- ① 町内に住所を有し、令和5年3月31日時点で65歳以上の方
- ② 有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ③ 町税および自動車税を滞納していない方
- ④ 非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した方
- ⑤ 申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない方

補助対象の自動車 次の全てを満たす車両

- ① 個人の用途に供する普通自動車・小型自動車・軽自動車
- ② 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている
- ③ 車検証の「使用者の氏名または名称」欄に申請者の氏名が記載されている

※申請は、安全運転支援装置を設置した日から3カ月以内。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※予算がなくなり次第終了します。設置後、お早めに申請してください。



<https://www.town.oharu.aichi.jp/2507.htm>

ここまでの申請・問合せ先 役場 都市整備課 内線164

各種補助金

盗難被害・特殊詐欺の対策をとりましょう

町では安全なまちづくり推進のため、各種補助事業を行っています。
必要書類等詳しくは、役場窓口または町ホームページでご確認ください。

●センサーライト

対象 町内に在住し、当該年度中に住宅の犯罪防止が期待できる屋外に、センサーライトを購入設置した方

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、1基につき2,000円を限度額とします。
(100円未満切り捨て)



<https://www.town.oharu.aichi.jp/1108.htm>

●特殊詐欺対策電話機器等

対象 町内に在住し、当該年度中に満65歳以上となる方、またはその方と同居する世帯員の方

補助対象 特殊詐欺対策電話機、自動応答録音装置、自動着信拒否装置

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、5,000円を限度額とします。(100円未満切り捨て)

※両補助事業とも、ポイント利用分は補助対象外となります。

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

<https://www.town.oharu.aichi.jp/4365.htm>



大治町高齢者 IT 機器導入支援補助金

町内在住の満 65 歳以上の方に

スマートフォンの購入を補助します

対象者

- ・大治町に住民票がある方
- ・令和4年度中に満65歳以上になる方
- ・町税に滞納がない方
- ・令和4年4月1日以降令和5年1月31日までに、初めてマイナンバーカード対応スマートフォンを所有した方
- ・マイナンバーカードを取得、もしくは申請中の方
- ・町公式SNSをフォローまたは、町メールサービスに登録していただける方
- ・下記事業者のスマホ講座(個別相談含む)、または町主催のスマホ講座に参加していただける方

事業者一覧

docomo au(UQ モバイル)
SoftBank(Y! モバイル)
RakutenMobile

※総務省が行う令和4年度当初予算「利用者向けデジタル活用支援事業」の公募において全国展開型の事業実施団体として採択された団体

申請・問合せ先

役場 企画課 内線128 <https://www.town.oharu.aichi.jp/4230.htm>



補助金額

購入金額の2分の1
限度額2万円

受付期限

令和5年2月28日(火)

※令和5年1月31日(火)までに購入したものに限り
※予算がなくなり次第終了

STEP1 スマホを購入する

左記事業者でマイナンバー対応スマホを購入する

STEP2 スマホ講座を受講する

左記事業者が実施するスマホ講座(個別相談含む)または町主催のスマホ講座を受講する。

STEP3 補助金の申請をする

- ・申請書兼請求書は、役場または一部の近隣ショップで配布しています。
- ・所有者氏名、購入年月日、機種、数量、金額、販売業者名が明記された販売業者の証書の写し、契約に関する書類、マイナンバーカード(申請中の方は運転免許証等)、本人の口座情報が分かるものが必要です。

※詳細については、2次元コードより町ホームページをご覧ください。